

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 13

不利益処分の内容	医業類似行為者への業務の停止又は禁止	
根拠法令及び条項	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第12条の3	
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	「衛生上特に害があると認めるとき」とは、第4条（外科手術等の禁止）、第5条（施術の制限）及び第6条（消毒）に代表されるような行為に反する場合を指す。
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定（ 年 月 日最終変更）